第七章　雑則

（研究及び調査の推進等）

第三十六条　国は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する研究及び調査を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

（国際協力の推進）

第三十七条　国は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する国際的な連携の確保及び技術協力の推進その他の船舶の再資源化解体の適正な実施に関する国際協力の推進に努めるものとする。

（手数料の納付）

第三十八条　次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次項及び附則第五条第六項において同じ。）（業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。同項において同じ。）を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

一　第三条第一項の確認（第八条の当該確認に相当する確認を含む。）を受けようとする者

二　有害物質一覧表確認証書の交付を受けようとする者（第三十条第二項に規定する船級協会がする同項の確認に係る有害物質一覧表確認証書の交付を受けようとする者に限る。）

三　第二十条第一項若しくは第二十五条第三項の承認（第二十七条第一項のこれらの承認に相当する承認を含む。）又は第二十五条第一項の確認（第二十七条第一項の当該確認に相当する確認を含む。）を受けようとする者

四　再資源化解体準備証書の交付を受けようとする者（第三十一条第二項に規定する船級協会がする同項の承認等に係る再資源化解体準備証書の交付を受けようとする者に限る。）

五　有害物質一覧表確認証書又は再資源化解体準備証書の再交付又は書換えを受けようとする者

2　第十八条第一項又は第二十五条第一項の承認を受けようとする者（国及び独立行政法人（業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

（主務大臣等）

第三十九条　この法律における主務大臣は、国土交通大臣、厚生労働大臣及び環境大臣とする。

2　この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（権限の委任）

第四十条　この法律に規定する国土交通大臣及び主務大臣の権限は、国土交通大臣の権限にあっては国土交通省令で定めるところにより、主務大臣の権限にあっては主務省令で定めるところにより、それぞれその一部をその所属の職員に委任することができる。

（経過措置）

第四十一条　この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（国土交通省令等への委任）

第四十二条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、国土交通省令又は主務省令で定める。

第八章　罰則

第四十三条　日本の船級協会（第三十条第二項又は第三十一条第二項に規定する船級協会をいう。第四十六条及び第四十九条において同じ。）の役員又は職員が、第三十条第二項の確認又は第三十一条第二項の承認等に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

2　前項の場合において、犯人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十四条　前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第四十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　偽りその他不正の手段により有害物質一覧表確認証書又は再資源化解体準備証書の交付を受けた者

二　第五条第一項の規定に違反して、特別特定日本船舶を日本国領海等以外の水域において航行の用に供した者

三　第十条第一項の規定に違反して、特定船舶の再資源化解体を開始した者

四　偽りその他不正の手段により第十条第一項の許可又は第十一条第一項の更新を受けた者

五　第十二条第一項の規定に違反して、第十条第二項第五号又は第六号に掲げる事項を変更した者

六　偽りその他不正の手段により第十二条第一項の許可を受けた者

七　偽りその他不正の手段により第十三条第一項から第三項までの認可を受けた者

八　偽りその他不正の手段により第十八条第一項又は第二十五条第一項の承認を受けた者

九　第二十三条第一項の規定に違反して特定日本船舶の譲渡し等若しくは譲受け等をした者又は同条第二項の規定に違反して特定外国船舶の譲受け等をした者

十　第二十五条第二項若しくは第七項において準用する第二十三条第一項の規定に違反して特定日本船舶の再資源化解体を開始した者又は第二十五条第二項において準用する第二十三条第二項の規定に違反して特定外国船舶の再資源化解体を開始した者

第四十六条　第三十条第三項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第三十二条第一項又は第三十三条第一項の規定による命令に違反した者

二　第三十二条第二項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反した者

第四十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第六条の規定に違反して、特別特定日本船舶を日本国領海等以外の水域において航行の用に供した者

二　第十二条第二項又は第十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第二十二条（第二十五条第二項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、特定日本船舶を航行の用に供した者

四　第二十九条の規定による開始の報告をせず、若しくは虚偽の開始の報告をして、特定船舶の再資源化解体を開始した者又は同条の規定による完了の報告をせず、若しくは虚偽の完了の報告をした者

五　第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六　第三十四条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七　第三十四条第三項又は第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず若しくは虚偽の答弁をした者

第四十九条　第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。